

# 労働基準広報 2015 No.1865

## 9/11

### CONTENTS

**特集** 今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会報告書— 6

## 育休の対象となる子の範囲の拡大や 介護休業の分割取得などを提言

さる8月7日、「今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会」（座長・佐藤博樹中央大学大学院戦略経営研究科教授）は、同研究会における検討の結果をまとめた「今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会報告書」を公表した。同報告書においては、①介護休業について、同一の要介護状態が継続した場合であっても、複数回の介護休業を取得可能とする「介護休業の分割取得」や、②育児休業について、特別養子縁組の監護期間と養子縁組里親についても、法律上の子に準じて育児休業の対象に含めるとする「育児休業の対象となる子の範囲の拡大」——などが提言されている。今年の秋から、同報告書をもとに、労働政策審議会において審議が行われる予定。育児・介護休業法の改正法案などについては、早ければ、平成28年の通常国会に提出される見通しとなっている。

（編集部）

● 解釈例規物語⑦ ————— 18  
第116条関係  
家事使用人  
(中川恒彦)

● 労働局ジャーナル ————— 26  
班別討議形式のパワハラ防止セミナーを開催  
東北ブロックの総合労働相談員13名も参加  
〔秋田労働局〕

● 労働判例解説／日本政策金融公庫事件 — 28  
金融公庫の職員がうつ病を発症し自殺  
恒常的な長時間労働なかったとして  
業務との相当因果関係を否定  
(平成26年7月17日・大阪高裁判決)  
(弁護士・新弘江〔あだん法律事務所〕)

● NEWS ————— 1  
(中賃審・27年度地域別最賃改定の目安を答申)全国で16円から19円の引上げを提示／(厚労省・27年の大手の賃上げ結果)前年を0.19ポイント上回る2.38%、7367円に／(27年8月以降の支給事由に適用)労災年金給付基礎日額の最低・最高限度額を改定／ほか

● 労務資料／平成26年労使コミュニケーション調査結果 ————— 41  
前1年で労使協議機関「成果あり」が6割  
(厚生労働省調べ)

● 連載 労働スクランブル⑦(労働評論家・飯田康夫) — 46 ● わたしの監督雑感 愛知・岡崎労働基準監督署長 北原雅彦 — 54 ● 労務相談室だより — 56

#### 労務相談室

回答者

労働基準法〔雇入れ時に預ける身元保証金の特約〕賠償予定禁止との関係は ——— 48 弁護士・岡村光男  
休業・休職〔軽易業務への転換求める診断書提出〕現在より軽易な業務ないが — 50 弁護士・加島幸法  
社会保険〔取得時決定の際の賃金見込額を大幅に上回る〕取得時に遡って訂正は — 52 特定社労士・大槻智之

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

\*\*\*本誌ご購入の皆様へ\*\*\*

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内